

在沖米軍日本人警備隊員の基地外での拳銃携行に対する意見書

去る2月11日と12日の2日間、憲兵隊司令官の指示により米軍キャンプ・コートニーとキャンプ・フォスター海兵隊憲兵の日本人警備隊員延べ59人が、実弾が装てんされた拳銃を携帯したまま施設外の民間地に出ていたことが2月26日に明らかになった。警備隊員らは指示に従い、11日の午前7時から12日の午前零時半までの間、パトロールなどのため車や徒歩で拳銃を携行して国道や市街地を移動した。本市ではキャンプ・コートニーからキャンプ・マクトリアスまでの約2キロを移動したことが分かり、基地周辺の住民に大きな不安を与えている。過去には日本人警備隊員が襲われて重傷を負い、拳銃が奪われた事件が発生したこともあることから、事件や事故に巻き込まれる可能性も否定できず、市民や県民の生命が脅かされることに強い憤りを覚える。

日米地位協定第3条では、米軍施設内での警護や管理のため必要な措置を米側に認めている。しかし、施設外での規定はなく基地外での基地従業員が銃を携行すれば銃刀法違反の恐れもあり、今回、米海兵隊憲兵隊司令官が日米地位協定上禁止されている行為を基地従業員に強制することはあってはならないことで、断じて容認できるものではない。

本市議会は、先月18日に米兵による女子中学生暴行事件に対し抗議決議を行ったところであるが、その後も外出禁止措置が続く中、米兵による犯罪や不祥事が相次ぎ、3月2日にも米兵による建造物侵入事件が発生したことは米軍の組織自体の管理体制に構造的な問題があると言わざるを得ない。

よって、うるま市議会は、市民や県民の生命と平穏な生活を守る立場から、民間地域における在沖米軍日本人警備隊員の拳銃携行に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要請する。

記

1. 在沖米軍日本人警備隊員の基地外での拳銃携行の再発防止と事実関係を速やかに公表すること。
 2. 日米地位協定第3条と国内法を遵守し、綱紀粛正を徹底すること。
 3. 米軍組織の管理体制と責任を明確にすること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月4日

沖縄県うるま市議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣
外務省沖縄担当大使 沖縄防衛局長